

給与所得者と税



給与所得者は、
ふだんどのように
税を納めているの？



給与やボーナスに対する所得税等

給与所得者の所得税等は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年の最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

月々の源泉徴収

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税等の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により計算します。

年末調整

1年間の給与総額に対する所得税等の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税等の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 生命保険料控除や地震保険料控除などは年末に一度に控除することとなっています。
- ② 子の結婚や就職などにより年の中で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。

このため、主たる給与の支払者のもとで、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税等の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

〈所得税の定額減税について〉

給与所得者の令和6年分所得税の定額減税については、主たる給与の支払者のもとで、給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額の控除が行われます。詳細については国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)をご覧ください。

給与所得者は、
どのようなとき
確定申告をするの？



給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税等が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている方のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

注:還付申告の方は除きます。 など

確定申告をすると所得税等が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

- ① マイホームを住宅ローン等を利用して取得した場合 など
→P27「マイホームを持ったとき」参照
- ② 一定の医療費を支払った場合 など
→P15「医療費を支払ったとき」参照
- ③ 災害や盗難にあった場合
→P21「災害等にあったとき」参照
- ④ 年の中で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

など

給与所得者の特定支出控除

- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告等により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。

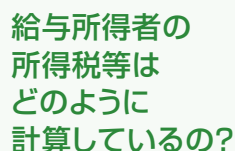
- 特定支出とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転居費(転任に伴うもの)、④研修費、⑤資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑥帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)、⑦勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費等)のうち一定の要件を満たすものをいいます。

注:⑦勤務必要経費は、65万円が上限となります。

〈控除を受けるための手続〉

この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者等の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。





給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、給与の収入金額に応じて「給与所得控除」を定めています。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票									
支払 先 名	住所又は 所 在 地	トウキョウト チヨダク オオテマチ 1-3 (送付先番号) 							
		(役職名) 氏 名 (フリガナ) コウセイ タロウ 国税 太郎							
種 別		支払 金 額	勤労者控除後の金額 源泉徴収額の合計額		源泉徴収額の合計額		源泉徴収額の合計額		
給与・賞与		5 300 000	3 800 000		1 860 000		7 100		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			16歳未満 扶養親族 の数		
老人		特 定		寄 生			障害者等の 数		
有	無等	千	円	人	人	人	人	人	人
○		380	000		1				
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
600	000	20	000						
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円 控除外額0円									

支 払 先 名		住所(市町) 又は所在地	本人が指定する 特 別 他	勤 労 者 手 続 書	中途退・退職					受給者生年月日				
					退職 日	年	月	日	元号	年	月	日		
		トウキョウト チヨダク カスミガセキ 3-1												
		氏名又は名称	○ ○	産業株式会社						昭和 46 3 10				

(受給者交付用)

給与所得の金額
(所得金額調整控除
(以下①の控除)後の金額)

	控除額	(給与の収入金額 ^(注1) －850万円)×10%【最高15万円】 注1：給与の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とします。
②	要件	○給与所得と公的年金等に係る雑所得（P12参照）の金額の合計額が10万円を超えていること
	控除額	(給与所得の金額 ^(注2) ＋公的年金等に係る雑所得の金額 ^(注2) －10万円【最高10万円】 注2：10万円を超える場合は10万円とします。